

平成25年11月11日開催

# 議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成25年11月11日(月)午後2時 大塔総合文化会館 1階 大会議室

農業委員数39名

出席者33名

	2番	玉置 俊裕	3番	山本 芳雄			
5番	市橋 宗行	6番	向日 一義	7番	前田 登	8番	森 敦孝
9番	船本 幸雄	10番	丸屋 弘吉	11番	小谷 清雅		
13番	山下 繁一	14番	中山 敏久	15番	瀧本 和明	16番	杉若 陽一
17番	泉 雅行	18番	坂本 一馬	19番	横尾 泰行	20番	小山 茂廣
21番	那須 京子	22番	那須 克				
25番	玉置 伸	26番	鈴木 直孝	27番	溝口 健治	28番	上中 悠司
29番	坂本 茂久	30番	松窪 俊英	31番	岡上 達	32番	長嶺 博司
33番	川井 洋之	34番	中村 洋子	35番	矢敷 勇氣男	36番	松本 忠巳
37番	峯園 五郎	38番	石谷 強				

欠席者	1番	峯 宏好	4番	浅井 洋司	12番	田和 芳雄
	23番	上森 力	24番	原 さだ	39番	蔭地 明一

事務局 局長 愛須 誠 農地係長 小倉 淳志 主査 松平 忠敏

会議録署名委員 25番 玉置 伸 26番 鈴木 直孝

議長

それでは皆さんこんにちは、定刻になりましたので始めさせていただきます。11月に入りまして暑かったり寒かったりと非常に不順な気候の中で、今日は現地開催という事で、大変お忙しい事でございますけども、ご出席をいただきまして本当に有難うございます。昨日は田辺の農林水産業まつりが開かれまして、雨の中のスタートという事で非常に心配をしたんですけども、お客さんも非常に多くて、また途中から雨も上がってですね、何とか、去年は中止になってたんで大変よかったなど、最後に挨拶と餅投げをさせてもらったんですけど、餅投げのしんどかった事、まだ疲れが残っております。そんな事で、まあまあ出来てよかったかなと安心しております。また、今日も多いんですけども青年就農給付金がらみの申請が最近増えてきて非常に嬉しい事でありまして、43名の申し出者があるそうでございます。田辺市は県下の中でも断トツに多いという事で、この機会に、親元就農がほとんどでありますけども、これを機会に給付金をもらって農業に挑戦しようという事で、嬉しいことだと思っておりますので、また皆さん方におかれましては、近隣の方々また若い人に対して優良農地なり、いろいろなお世話をですね、お願いできたらと思っておりますので、一つよろしくお願い申し上げたいと思います。はい、それでは早速でございますけども、農用地利用集積計画の合意解約、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務局の説明をお願い申し上げます。なお、本日の欠席委員さんは、1番の峯宏好委員さん、4番の浅井洋司委員さん、12番の田和芳雄委員さん、23番の上森力委員さん、24番の原さだ委員さん、39番の蔭地明一委

農振課 尾崎

員さんの6名の委員さんから欠席の届が出ております。それでは、事務局の説明をお願い申し上げます。

皆様こんにちは、まず始めに農用地利用集積計画の合意解約から報告します。1番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は1,010㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年10月3日です。2番、田辺市〇〇〇字〇〇〇〇、地目は畑、面積は775㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は、平成25年10月3日です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は田、面積は978㎡、他3筆、合計面積は2,937㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は、平成25年10月21日です。以上、3件報告させていただきます。続きまして田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の4,644㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1,096㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成26年11月30日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の583㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成28年11月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、他7筆、畑の5,808㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1,950㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2,015㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間3万円の持参払い、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日、新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,837㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅とみかん、年間5千円の口座払い、期間は平成25年12月1日から平成45年11月30日、新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の1,975㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、畑の2,519㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のスモモ、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2,002㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の726㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31

年11月30日、新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、樹園地749㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5千円の口座払い、期間は平成26年1月1日から平成30年12月31日、更新です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の5、368㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2、687㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の5、442㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、940㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1、188㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成27年11月30日、更新です。18番〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、田の1、698㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年1月1日から平成28年12月31日、新規です。19番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3、752㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成26年1月1日から平成28年12月31日の新規です。20番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2、551㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成28年11月30日の新規です。21番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の422㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万5千円持参払い、期間は平成25年12月1日から平成26年11月30日の更新です。22番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の8、057㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日の新規です。23番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑の2、522㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5万円の口座払い、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日の新規です。24番、〇〇〇字〇〇〇〇、他4筆、畑の3、917㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかんと小梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。25番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2、432㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。26番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、168㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日、新規です。27番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の1、270㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇

〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日、新規です。28番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の2、697㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円持参払い、期間は平成26年1月1日から平成30年12月31日、更新です。29番、〇〇〇字〇〇〇〇、樹園地の456㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円持参払い、期間は平成26年1月1日から平成27年12月31日、更新です。30番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2、144㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。31番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1、397㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間1万円持参払い、期間は平成26年1月1日から平成26年12月31日、更新です。32番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の878㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。33番、〇〇〇字〇〇〇〇、他8筆、樹園地の3、443㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成32年11月30日、新規です。34番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1、842㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日、新規です。35番、〇〇〇字〇〇〇〇、他3筆、田の1、261㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稲、期間は平成25年12月1日から平成28年11月30日、新規です。36番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の1、292㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日、新規です。37番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の578㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日、新規です。38番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3、580㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借のみかん、年間5千円口座払い、期間は平成25年12月1日から平成45年11月30日、新規です。39番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の4、493㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、10aあたり年間1万3千円口座払い、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日の更新です。40番、〇〇〇字〇〇〇〇、他2筆、畑の1、632㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、10aあたり年間1万3千円口座払い、期間は平成25年12月1日から平成35年11月30日の新規です。41番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の2、136㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅とみかん、期間は平成25年12月1日から平成31年11月30日の新規です。42番、〇〇〇字〇〇〇〇、他1筆、畑の5、987㎡、貸手は〇〇〇、〇〇〇〇、借手は〇〇〇、〇

- 〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成25年12月1日から平成27年11月30日、新規です。合計42件、97筆、105,132.91㎡、貸手40名、借手30名です。この42件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いたします。
- 議 長 はい。有難うございます。それでは、農用地利用集積計画の合意解約についてご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして利用権の設定についてご審議をしていただくんですけども、33番に〇〇〇〇委員さんの案件がございますので、まず41件についてご審議をお願い申し上げます。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんです。今、住んでいる所は〇〇〇の所に住んでいるだけで異議ありません。
- 議 長 はい、2番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの親で、〇〇〇〇さんは元は〇〇〇〇であったんですけども辞めまして農業をするという事で、次の5番、6番におきましても〇〇〇〇さんが預かるという事で、異議ございません。
- 議 長 はい、7番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。7番、8番について、就農給付金絡みの事でございますので異議ございません。
- 議 長 はい、9番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。9番ですけども、〇〇〇〇さんの子供さんが〇〇〇〇さんです。親子になりますので異議ございません。なお、10番の〇〇〇〇さんの子供さんが〇〇〇〇さんのお父さんですけども、もう5年、7年程前に亡くなって、〇〇〇〇さんは孫になりますので、これも異議ございません。11番について、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんについては、〇〇〇〇さんと亡くなられた〇〇〇〇さんのお父さんが友人で、その子供さん同士もまた友人であるので異議ございません。12番については更新でありますので異議ございません。
- 議 長 はい、13番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。13番から16番については利用権の関係でございます、異議ございません。それから17番につきましては異議ございません。
- 議 長 はい、18番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんは、昔、親父さんが〇〇〇〇に住んでいて、貸すという事で異議ございません。
- 議 長 はい、19番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。19番、20番で、〇〇〇〇さんは、息子さんも農業をしな

いという事で、農業から撤退するという事になります。20番につきましてもあつせんと一緒に引き続き〇〇〇〇さんが絡んできますので、また後ほど説明します。これについて異議ございません。

議 長 はい、21番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。更新で異議ございません。

議 長 はい、22番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとは親戚関係になります、異議ありません。それから23番については、〇〇〇〇さんは前にやられてました〇〇〇〇さんの息子さんで異議ありません。それから、24番も異議ありません。貸し手の方は〇〇〇の〇〇〇に住んでいる事になっていますが、元々は〇〇〇の方で、年を取ったんで娘さんの所に行っています。百姓をしまして、親戚関係になります。25番は、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの息子さんで、異議ありません。26番は、〇〇〇で百姓をされています、異議ありません。27番も異議ありません。28番も、隣同士で、すぐ近くの方の貸し借りで更新なので、異議ありません。29番は、〇〇〇〇さんは年を取っておられるんやけども、娘婿さんがやってられますすぐ隣の畑を借りている状態でありますので異議ありません。以上です。

議 長 はい、続きまして30番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。30番と32番の〇〇〇〇さんはしっかりした後継者で問題ありません。31番は更新で異議ございません。

議 長 はい、続きまして34番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、35番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。

議 長 はい、36番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。貸し手が〇〇〇なんですけど農地は〇〇〇にあつて、〇〇〇〇さんはお父さん名義の畑を、草刈だけ毎年何回かするのが精一杯で、〇〇〇〇さんに梅を作ってもらう事になりました。更地の畑に新しく梅を植えて、37番についても同じ団地内の畑で、これも休耕地だった所に新たに梅を植えるという事で、〇〇〇の〇〇〇〇〇さんは、2月にも同じ団地内で梅を新たに作っており、異議ございません。

議 長 はい、38番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。異議ございません。39番、40番は、〇〇〇〇さんの娘婿という事で異議ございません。41番は親子なので異議ございません。

議 長 はい、42番。  
 〇〇番 委員 〇〇番です。42番は問題ありません。

議 長 はい、以上41件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。  
 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。  
 6番 委員 6番です。ちょっと教えていただきたいのですが、1番、8番、9番、10番、25番、32番、この方については、青年給付金を貰いやんのか

どうかとお聞きしたいのと、それから25年から31年の契約期間がございまして、6年間の契約がございましたら反当1万円の補助金があるそうでございます。青年給付金貰いもて、また反当1万円も2重にもらえるのか教えていただきたいと思ひます。

農振課 尾崎

今の契約にあります方は、今年青年就農給付金を申し込んでおられている方で、11月末で書類を締め切って審査する予定でございまして、結果が出れば給付は来年3月頃になると思ひます。それから6年以上利用権設定者は、果樹の場合は、県の事業でありますステップアップ支援事業という事で、1反2万円の補助金がありますが、それは青年就農給付金とは違う事業ですので貰うことは可能です。

6番 委員  
議 長

注釈入れてもらうほうが分かりやすい。  
それでは〇〇〇〇委員さんすみません。  
(〇〇番委員退席)

議 長  
〇〇番 委員  
議 長

はい、続きまして33番。  
〇〇番です。異議ございません。  
はい、33番1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員  
議 長

異議なし。  
はい、それではそのようにさせていただきます。  
(〇〇番委員着席)

議 長

それでは定例委員会に移りたいと思ひます。本日の会議録署名委員に、25番の玉置伸委員さん、26番の鈴木直孝委員さん、よろしくお願ひをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あつせん申出について、報告第1号農地等売渡あつせん成立について、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第3号農地使用貸借の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは関連がございしますので、報告第2号、第3号を説明させていただきます。事務局の説明をお願ひ申し上げます。

松平 主査

14ページをお願ひ申し上げます。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、現況は畑、面積は461㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月27日です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は休耕で、面積は1,621㎡、他2筆、合計面積3,272㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、相続人〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年10月3日です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,010㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年9月30日です。4番、土地の所

- 在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は978㎡、他3筆、合計面積2,937㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成25年10月21日です。これにつきましては、土地の引渡しに関しては、平成25年12月30日まで持たれて、12月30日に引渡しを行うという事です。農地法第18条第6項の規定による通知、以上4件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第2号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第2号、報告とさせていただきます。続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 15ページをお願い申し上げます。報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,626㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年10月18日です。理由は、田辺市の建設する保育所の用地買収の対象になったためです。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は道路、面積は52㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年10月7日です。理由は、農道用地として田辺市に寄付です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は道路、面積は170㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年10月7日です。理由は、農道用地として田辺市に寄付です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況は道路、面積は68㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成25年10月7日です。理由は、農道用地として田辺市に寄付です。農地使用貸借契約の合意解約通知、以上4件報告申し上げます。
- 議 長 ありがとうございます。只今の報告第3号について、ご意見、ご質問ございませんか。  
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告第3号、報告とさせていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。
- 松平 主査 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番につきましては、申請人の方が申請前に亡くなられていたのが分かりましたので、取り下げになりました。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は736㎡、他5筆、合計面積4,485㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして梅を作られるそうです。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は306㎡、他1筆、合計面積716㎡です。譲渡人は〇〇〇、

〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は251㎡、他18筆、合計面積20,417㎡です。貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借権の設定で期間は11年間です。経営移譲年金給付の関係で使用貸借の契約を結びます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,277㎡、他1筆、合計面積4,340㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,654㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。青年就農給付金関係です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,679㎡、他2筆、合計面積3,546㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。営農計画書が添付されておりまして梅とみかんと大石を作られるそうです。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は327㎡、他4筆、合計面積1,301㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は739㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は2041㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして野菜と水稻を作られるそうです。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,163㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されておりまして野菜を作られるそうです。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は254㎡、他1筆、合計面積525㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は101㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は143㎡です。譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。1,261㎡の耕作面積は毎月利用権を設定しました。営農計画書が添付されておりまして野菜と水稻を作られるそうです。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上14件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

〇〇番 委員

有難うございます。第3条申請14件、逐条審議をお願い申し上げます。1番は取り下げでございますので、2番〇〇番です。義理の妹さんの持分を買って受けたという事で異議ございませ



は更地、面積は138㎡です。所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、駐車場他138㎡です。着工日、工事期間は許可の日より1か月以内、農用地の内外は用途外でございます。隣接同意、水利同意共にございます。始末書がありまして内容は、平成3年頃の〇〇川河川改修工事による〇〇橋架けかえ工事の折、工所用車両及び重機資材置場が必要であるとの事であり、県からの要請で〇〇〇字〇〇〇〇（地目：田）に土砂を搬入し盛り土を行いました。付近には、重機資材置場等が無く当時〇〇〇川河川委員長をしておりまして、立场上致し方なく埋め立てを余儀なくされました。その当時から現在まで物置場や駐車場にしております。農地の転用につきましては、農地を他の目的に転用する場合は事前に貴農業委員会を経て県知事の許可を得なければならない事を知っていましたが、このような状態で利用し続けてしまい、貴農業委員会には大変ご迷惑をお掛けし申し訳なく思っております。今後このような不祥事を起こさないよう心掛ける事といたしますので何卒ご配慮いただきます様よろしくお願い申し上げます。というものです。周囲を山林と川に囲まれた農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。去る11月7日に愛須局長、小倉係長、私と〇〇〇〇委員さんと4条申請3件、5条申請6件、2条1件、形状変更願4件の現地調査を行いました。1番と2番につきましては、所有者は違いますが1団地です。埋土、盛土はしないという事です。約半分の716㎡の〇〇〇〇さんにつきましては賃貸駐車場です。それから2番の〇〇〇〇さんの715.05㎡につきましては太陽光発電を、盛土なしの砕石だけ入れて転用したいという事です。3番の〇〇〇〇につきましては、〇〇橋の近くで、この4条と5条1件、形状変更4件出てきます。始末書にありますとおりで、水利組合や隣接農地の同意がございますので問題ないと思います。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。1番、2番は長年に渡り耕作放棄地であったため、転用に異議ございません

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番です。現地調査の調査委員さんの言われたとおりです。随分前からこういう形になっていました。異議ございません。

議 長 はい、議案第2号農地法第4条申請3件異議なしとの事でございます。そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 7ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地

の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は582㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇です。使用目的及び規模は建設資材置場582㎡、着工日、工事期間は許可の日より4か月以内、農用地の内外は平成24年10月9日に除外されております。同意書の有無は、隣接同意、水利同意共にございません。隣接同意がありませんが、交渉経過の報告書が出されておりますので、簡単に説明をいたします。隣接者3名については、それぞれ4回交渉を行っております。交渉の際、要望のあった溝の設置については、隣接との間には素掘りの溝を造る計画にしております。その他同意しない理由につきましては、現状維持を希望するので、隣接に何も来て欲しくない、あと一人だけでは押せない、という事になっております。そのような事で交渉が進まずに止むを得ず交渉を打ち切り、申請にいたったという事でございます。中山間地の道路と住宅地に囲まれた小集落の農地でありますので、2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は177㎡、他5筆、合計面積1,985㎡です。賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇。使用目的及び規模は建築、建設資材置場1,985㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成25年6月19日に除外されております。隣接同意、水利同意共にございます。始末書が添付されており、内容は、上記土地につきまして、平成24年9月に形状変更の申請をし、盛土を行い畑として耕作しておりました。昨年末に私の健康状態が不安定になり医師より農作業を極力控えるよう指導を受け、後継者の〇〇〇〇も勤務地が〇〇〇の為、畑を維持していけない状況となり土地を資材置場として貸していくことになりました。農地の形状変更は農地として活用するための申請ですが状況が変化したとはいえ、誠に申し訳なく思っております。今後、このような事がないように厳重に注意致しますので、今回だけは、何卒寛大なるご配慮をお願いいたします、というものです。周囲を山林と川で囲まれた農地でありますので、2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は29㎡、他12筆、合計面積6,712㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、他8名、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は保育所1棟1,000㎡、道路・園庭他です。着工日、工事期間は許可の日より3年以内、農用地の内外は平成25年10月22日に農用地区域から除外しています。隣接同意、水利同意共にございます。中山間の山林と住宅地に囲まれた小集落の農地で、2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は330㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、住宅1棟128.07㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は平成25年10月22日に除外されています。隣接同意、水利同意は共にございます。山間にある小集落の農地で、2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は151㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場151㎡、着工日、工事期間は許可の日より6

か月以内、農用地の内外は当初抜きでございます。隣接同意、水利同意は共にございます。周囲を住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は141㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は、物置場・庭園141㎡、着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、農用地の内外は、農用地の内外は当初抜きでございます。隣接同意、水利同意は共にございます。周囲を住宅地に取り囲まれた小集落の農地で、2種農地です。以上6件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件には該当していないと判断します。5条申請6件ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長

はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員

〇〇番です。まず1番目の〇〇〇字〇〇〇〇は、現況は休耕田で高速道路の近くで、三方に田と梅畑があって、盛土をするという事の中で同意が得られない、大雨が降ったら浸かりるといような話を聞きました。そんな中で、現場では判断をしかねました。市役所へ帰ってからも協議したんですけども、これについては難しいので僕達でも判断できないという事です。2番の〇〇〇字〇〇〇〇につきましては、先程の4条申請の後ろ側ですが、これについても始末書のとおり、元は畑だったんでしょうが今はもう更地になっていまして何も作られてない中で、これについても問題ないと思います。3番の〇〇〇字〇〇〇〇については市が保育所を建設するという事で取得にかかっている土地で、入口が狭いので入口道路を拡幅しながら、買収しようとしている隣接に高速道路が通るとい事で国有地の杭がありました。なんら問題はないものと思います。4番、これは〇〇〇字〇〇〇〇の件ですが、県道〇〇〇線の県道関係での立ち退きになった事で、〇〇〇〇さんの農地330㎡を譲り受けるという、これにつきまして前面には県道があって水路もしっかりありますので問題はありません。5番と6番は〇〇〇〇さんの農地で、譲受人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの真裏の1筆の農地を半分こずつにして家の裏を譲り受けるという事で、周辺への影響もありませんし、水利同意、隣接同意もありますので問題ないと思います。

議 長

はい、有難うございました。それでは1番の〇〇〇の物件につきまして局長から補足説明をさせていただきたいと思います。

愛須 局長

簡単に絵を書いたんですけども、場所は〇〇〇から〇〇〇へ行く高速道路の真下です。下に市道が通ってあって水路があると、南隣は梅畑でかなりかさ上げして道より高くなっています。西側に梅畑があり、北側に田が2枚ある場所です。要は隣接の3人に同意がもらえていないという事で、どう判断するかという事なんですけども、まず事業者は〇〇〇の〇〇〇〇をされてる方、持ってられたのは〇〇〇〇さんの方ですけども、去年くらいから転用という話が出ていまして、負債整理の関係でどうしても売買しなければならぬという理由があったようです。最初アパートの話があった

んですけどもそれが断念されて、最終的に資材置場という事で〇〇〇の〇〇〇さんを買ってもらおうという事で話が付いたと、資材置場という事で隣接の3名の所有者に説明と同意のお願いに計4回ほど行っているようですけども、現時点でもらえてないと、最終的に中々もらえそうにないというところの見方をしております。なぜ同意をもらえないかというのは、まず基本的に隣が転用されたら農業がしにくくなるので、転用して欲しくない、農地のままで置いてほしいというのが一点で、それからこの辺りは大雨が降ると水が溜まる、浸かるというような所で、かさ上げをして欲しくないという事が最後のほうに出てきた理由ですけども、それぞれいくつか要望があったようですけども、ここの土砂とか排水が入らないようにという事で水路を付けてくれという事で、素掘りの水路を付けるという話で、それが一点だったんですけども、後は梅畑などで消毒し難いというのがあって、消毒がかかってもかまんという事で話をしたところ、かまんよという事、それは覚悟しよという事、いろいろ置きますけどもそれは消毒かかってもかまんという事です。何かあったら対応してくれるという事で、もう一つは来るのが地元の人と違うという事ですね、〇〇〇の人という事で、そういう事もあって、やり辛いという事があるようですね、地元の人ならまだしも、他所の人なんで、ちょっと付き合的ところで不安があるという事も、同意しない理由となっています。それに関しては、この人も田舎の出なんで農業のことは分かるんで、出来るだけ地元の人とは仲良くやっていくよと、そういうような話をしております。先週の5日火曜日に、事業者側と我々と〇〇〇〇委員さんとで立会いして、いろいろ説明を聞いて、地元といろいろと協議をしております。基本的に同意をどう考えるかというところなんですけども、先月の〇〇〇〇の時も言わせて貰いましたが、同意というのは絶対条件でないんですね、法定条件でもないという事で、同意がないからといって受理できないと、最終的には転用ですので県の許可が要りますけども、許可できないという事にはならないわけですね。農業委員会として何を判断するかというと、同意がなければ、農地法では転用とかで周辺に問題がないようにとしか書いてないわけですね、同意を取れとか取るなども書いてない、それで同意があればこれは問題ないんやとなるので許可していくわけですけども、それが無い場合は、何か問題があるん違うかということで、その点については農業委員会として調査、聞き取りをして、調査表という形でまとめて、県へ報告となっております。県も同意がない場合は現地調査をして、隣接者の意見を聞いて、一定の調査表をまとめて、その上で最終的に県の農業委員会で決定するわけですね、許可か不許可か、その判断をするわけですけども、我々として、判断せんなんのは、この転用をした場合に、隣接農地、周辺に著しい影響、被害があるのかという、その一点だけなんです。その影響、被害の度合いをどう判断するのかと、例えばこの人は稲を作っていますので、ここに高い建物を建たれると日陰になると、日陰になって米の収量が半分位になるという事になってくると、著しい被害影響が確実視されるということが判断できますけども、梅畑であれば品質、収量が半

分に落ちるとか、そういう被害が今から確実視されるかどうかのあたりがポイントになって来ますので、この計画の内容を事業者から聞いて判断していかざるを得ない。日照の問題は出来るだけ高く積まん事にする、背丈くらいにすると話をしております。それから悪臭とか騒音とかそういう公害的なようなものではありませんよという事ですね。産廃とか他の法律の許可をとらんなんやつは絶対置きませんよと話をしております。通風の問題とかについても、仮に、日照と通風に関してはそれほど深刻な被害があるとは考えにくいというところですね。消毒はかまんという事なので、普通に農業は出来るんだろうと思います。最後に残っているのは、元々低い所で大雨が降ったら水が溜まる、ここを埋めることによって他に水が行き、一帯が低いので水が来る、稲があったら、稲の穂まで浸かったらあかんようになるという心配はあるようです。今までそういう事はあったかどうかは、そこまでは分かりませんが、南側の人が既に高く埋めているんですね、事業者はそういう水の話聞いておりますんで、高さ30cmから50cmくらいに抑えると、市道から入って行って奥向いて上げますけども、出来るだけ高きかき上げないようにすると、そういう事と、田圃の作り土は一旦撥ねて、山土の排水の良い土を入れさせてもらう。そういうところまで配慮はされているようですね。ですので、一定の要望に対しては、一定答えてはくれているんだらうなというところは、聞き取りの中ではそういう判断をさせてもらったんですけども、その浸かるというところをどう判断するかということなんですけども、それはちょっと難しい判断だと思います。この辺一帯の話なんで、昔から浸かるのであれば、こっちに排水路が流れてあって大きな水路につながっておるんですけども、水路を改修してくれとですねというような話が地元からあってしかるべきだと、ただ市の農業土木でも確認しましたけども、この辺ではそういう水路改修の要望だとかの話は聞いてないよという事です。ですので、もし排水不良を何とかしたいという事であれば、水路の改修について要望として話をまとめて、市へ要望していくことをしないと、このまま放っておいても良くなりませんので、そういう点が、現在の段階でどうするかというような事は、今の段階で許可する事はちょっと難しいのかなと思います。このまま仮に県へあげたところで、多分、県で保留になるん違うかと思うんですね、もうちょっと、この隣接の話、県も調査をして聞き取りせんなんという事を言っていますんで、もう少し時間を掛けて、調整が必要かなと、現時点ではそう思っております。これの件とは別に一般的な話として聞いて欲しいのは、同意がないからという理由だけで不許可にはできんというんですね、これをやってしまうと、最終的に事業者側から異議申し立てとか、取り消し訴訟が起こってきます。この転用が、事業が出来なくなった、事業が中止になったとなれば事業者側は、相当な損害を被るわけですので。その損害に対して損害賠償請求が県へ出るわけですね、その時に合理的な理由で不許可という判断をしておかないと、弱い理由だけで不許可にしてしまうと訴訟があった時にまず勝目がないというところがあって、そこらが判断の難しいところなんですけども、今の時点ではもう少し詰めておく必

- 要があるのかなという判断をしております。
- 議 長 取り敢えず1番についてだけご審議をお願いします。まず、地元委員さんの所見をお願いします。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。これは1番の〇〇〇〇委員さんの担当地区の事ですけども、今日は欠席という事で代弁させていただきます。〇〇〇〇さんと話をさせてもらったんですけども、この辺りは昔から低い所でよく浸かるんです。梅を植える時も高く埋めて植えてるんですけども、近頃大きな雨が降るんで、特に浸かる心配と言うのはよくしているんですけども、〇〇〇〇さん自信もあの近くに田圃があって、穂花時期に穂が全部浸かってしまうと穂がだめになる、半分浸かると穂が半分しか実らんというような状態になるらしいんです。そういう〇〇〇〇さんも穂が半分だったという経験もあるんで、水の事を言われると、どうもきつい事もよう言わんし、私としては問題ないとは言えんねと言う返事だったんです。そういう事で難しい問題やという事を伝えておいて下さいという事でございました。
- 議 長 大体の説明をさせていただきましたのでお判りかと思うんですけども、最初、転用がだめになってという時に、農地でおいて欲しいのだったらこの人達にも買っていただけませんか、と話もしたみたいですけども、負債整理の金額ではよう買わんといった経緯もあるみたいですね。南側の方がかなり高く埋められていて、これより高くは埋めない、普通50cm引いて土羽付けするんですけども、素掘りの水路もあるんで1m引いて土羽付けするようにも聞いております。そのような状況の中で、この3人寄ったんですが、私が同意すると他の人に悪いという事で、個々には判断してくれていないという事が、思うに北側の田が一番低いんで、高速道路の水路も排水がここへ来ているんですよ、だからその時点でこの人らがなぜ異議申し立てをしなかったかと今では思うんですけども、そういう事も含めて、高速から流れる水がここで止まる状態になっているので溜まるのかなと気はしているんですけども、いずれにせよ、同意がし難いという事で、もらえてないというのが事実なんですけども、今、局長が言ったようにそういう中でも我々が判断していかないといけない事になります。ご意見ございませんか。
- 〇〇番 委員 現在、〇〇〇に〇〇〇〇がございまして。あそこも、遊水地だったんです。毎年雨が降ったら稲穂が浸かりやっぺん。ところが河川改修しょうらという事で、河川改修してから全然水の影響がないようになったわけですね。その地域において将来計画というか、町内会とかで水路の計画はないのか。あったら、喧嘩せえへんのやけどなあ。
- 愛須 局長 排水路は高速の排水路から少し広がっていて、宅地の下を通過して大きな排水路へつないでいるんですけど、そこがのまんやろなと思うんです。だから地元でどうするかという事と思うんです。排水不良で大雨が降ったら浸かる所は市内の至る所にあると思うんですけど、いったいこの地域として、この農地をどうしていくんかという事です。梅畑もあつたけどあまり生育もよろしくなさそうやし、虫食いの的に埋めていくのは地元でも止められんと思うんですけども、排水対策をどうしていくんか、思い切って区画



日の段階では継続審査というかたちにさせていただいて、県とも相談しながら、もう一回状況調査表を作る作業をして、状況調査して、反対する理由とか、いろんな部分をもう一回精査するというかたちで一ヶ月猶予をいただいで継続審査で保留というかたちで行きたいと思えますけどもどうですか。

〇〇番 委員 結局、最初の梅畑の人が埋めているわけでしょう。それに周りの人が同意しているの、それを持ち主が変わったから同意せんという倫理はとても納得いかんと思う。継続審議といった方法もあるんやろけども、勿論裁判したら確実に負けるような感じなんで、実例が既に埋めているんで、しかも市道より高く埋めているんで大変な問題になってくると思うんで、速やかに判断しておいたほうがいいんじゃないですか。

〇〇番 委員 保留という話が出てるわけやけど、保留して、今度審議する時には何かかわってくる可能性があるのか、例えば、もう少し努力したら同意書も貰えるかもわからんでいう事があれば保留でもええんかと思えますが、今聞きやったら、先程から話のなかにある、判を押さん原因が、たしかに〇〇〇〇さんの件もありましたけども、若干交渉内容が弱いような気がします。もう少しお三方と話が出来て同意書を貰う方向に持っていけんもんかなて思ったんですけども、その辺は全く無理なんですか。

局 長 難しいところですね。三人寄って話をしたらしいですけども、最終的には同意をようせんということの判断をしておるんです。最後に出てきたのが、田圃を作りやる人が浸かる不安がある事が出てきているので、このまま県へ送っても県が調査せんなんですよ、聞き取りもせんなんから、県でも保留になると思うんですよ。もう少し時間をかけて調整して、その結果を持って、例えば事業者側として、断念することはないと思えますけども、もう少しかさ上げを低くおさえるとか、排水を良くするような事の手段とか、こういう対策を講じられるかどうかですね、そういうのをもう一度再検討していただけるかというような事とかですね、来月そういう良い報告が出来ればいいんですけども、今のところ出来る対策としてはそんなところかなと思っているんですけども。

議 長 最終的には同意がなくても許可相当になる可能性が高いと思っています。ただ、そこへ行くまでのいろいろな努力というのが必要になるので、もう少し時間をいただきたいというのが事務局としても県としても、そのことについての申請者にもう少し時間をいただけませんかと話も局長からしてくれているので、もう1か月時間がほしいと思うんですけども。

〇〇番 委員 梅畑に埋めている人は水が浸からないわけですね。判を押さない理由がその人にはないんじゃないですか。

局 長 その人はないですよ。初めは消毒がかかったら困るという話はしていたよう出すけども、別に消毒かかってもええよと言ってくれたんで、これという反対する根拠がないんですね、だから他の2人の判断に任せるよという事で、3人とも1人ではよう判断せんという事です。

〇〇番 委員 田圃の所有者の方が、埋めたから特別そこへまた水ばかりいくて言い方をしやるんかどうかわかんけど、そこを埋めなんでもやっぱり水害は起こ

- ってきたんやと思う。だから中々排水路の改修については直ぐに出来るもんでもないんやけど、検討していく中で、この人が同意押してくれたらおそらく梅畑の人が反対する理由がない、だから全体に反対する理由が弱いというか、確固としたものがないような気がします。何とかお願いしたらなんとかなるんちがいますか。
- 議 長 それでは、継続審議という事で保留というかたちになりますけどもよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 それでは、1番については継続審議という事でお願いします。それでは引き続きご審議をお願い申し上げます。2番
- 〇〇番 委員 はい、〇〇番です。この土地は〇〇〇〇さんが水田として作られておまして、昨年度に形状変更を出された所なんですけども、周りが全部梅畑で、そこだけ落ち込んだという状態だったんですよ、そこへ形状変更という格好で梅畑にしたんですけども、畑の関係で高さが低かったんですけど、それが今度は転用という格好で多少かさ上げされて、県道と同じ高さになるというのと、県道の歩道も去年整備されたので、周りの形状変更された所も法面がついているので、後でそこも形状変更が出てくるんですけども、広い敷地の中の水の流れについては、ぐるっと縁へかてを付けるという事で用地内の水は絶対外へ流れませんよという事らしいです。歩道脇の集水桝に流れてくるような格好になります。問題ないかと思います。先程の始末書にありましたように形状変更から転用についての理由もありましたし、異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。3番について異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。これも問題ありません。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番です。この〇〇〇〇さんは7、8年前にお母さんが亡くなられて相続で、他にも農地があって、それも自分らで、皆に手伝ってもらったりしてやっています。この物件だけはハッサクが3本ほどと梅の木が2本植わったあるだけで、消毒も家の傍でできんという事で耕作放棄で、年に2回ぐらいお母さんの時から草刈りに来るぐらいの土地だったんです。その時から〇〇〇〇さんを買ってくれんかといっていたが、〇〇〇〇さんは大工さんで農地がないんで買えないという事で済ましていたんですけども、夏ごろに相談に来まして、他の人にも買ってもらいたかったんですけども、道路と面してないんで、この〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの家の間に1m2、30cmの隙間があり、そこを歩いて行くだけの農地だったので、他の誰も手をつけられないという事で、〇〇〇〇さんは農地があったんですけども、農地として買う手続きをするようになってから、下限面積が少し足りないんで農地では買えないという事で5条申請しています。そういう事で異議ございません。
- 議 長 はい、それでは1番が継続審議で保留、2番から6番まで議案第3号農地

法第5条申請5件共異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 10ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況は宅地、面積は333㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、申請地は、昭和39年頃に亡父が住宅を建築し、その後倉庫を増築しました。そして平成17年に住宅の一部を取り壊し木造平屋建の住宅を新築し、現在に至ります。でございます。また、この土地は、昨年3条の許可をしておりましたが、地番の取り違いによる削除の申請がありましたので3条許可の取消をします。以上、農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番です。隣接農地所有者の証明も得ていますし、他は道路に面していますので何ら問題はありません。そこに建っている納屋も年数は経っていました。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願い申し上げます。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。ここは地籍調査がすんでいなかったのが地番錯誤がありました。それで〇〇〇〇さん自身は〇〇〇の娘さんの所へ行かれるそうです。それで、こういう話が始めて分かったみたいで、問題は建っただけで、実際に家は昔からありましたし問題はないと思います。

議 長 はい、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願1件異議なしとの事でございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第5号農地の形状変更願について事務局の説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 11ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は551㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より1年以内、隣接同意、水利同意共にございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇の一部、地目は登記簿、現況共に畑、面積は361㎡の内48㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より6か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇の一部、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は30㎡の内10㎡、他1筆、合計面積167㎡の内50㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より6か月

以内、隣接同意、水利同意共にございます。4番、土地の所在は〇〇〇字  
 〇〇〇〇の一部、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は366㎡の内23  
 ㎡、他1筆、合計面積464㎡の内53㎡です。申請人は、〇〇〇、〇〇  
 〇〇、理由は、盛土して梅畑にしたい。着工日、工事期間は許可の日より  
 6か月以内、隣接同意、水利同意共にございます。以上、農地の形状変更  
 願4件、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。それでは、現地調査の代表委員のかたの所見を  
 賜りたいと思います。1番。

〇〇番 委員 〇〇番です。この案件は1番から4番まで一つの敷地の中です。〇〇〇〇  
 さんが5条で〇〇〇〇へ資材置場として貸すのにあたって、いくから埋立  
 てをしている。その隣の下側の梅畑に窪みがある、その窪みを埋めると一  
 枚の農地になって、作業の能率が上がると、そういう事で2番3番4番は  
 隣接地の畦畔を埋めるといふ事です。1番は〇〇〇〇さんが自分の土地に  
 付けて埋めるといふ事で何ら問題なし、便利になるといふ事です。

議 長 はい、有難うございました。それでは逐条審議をお願ひ申し上げます。1  
 番。

〇〇番 委員 〇〇番です。これは全部同じ所なので一遍にお答えさせていただきます。  
 この〇〇〇〇さんの土地は前に〇〇〇〇に貸すという1,000㎡の後ろ  
 の500㎡の土地です。ここは、落ち込んだ状態で残っておったんですけ  
 ども、そこは後に水路がありまして、それも形状変更するといふ事で、そ  
 の周りがある人達は、先ほど言われたみたいに法面と法面でつき合わせた  
 所を埋めあわせるという格好になるんです。資材置場のほうが多少高いの  
 で、周りの農地の人は多少低くなると思ひます。水の流れについては、裏  
 に水路がありますし、前に集水柵がありますので、自然浸透と大きな雨が  
 降った時には半分ずつ奥と前に流れるといふような格好になるといふ事です。  
 異議はございません。

議 長 はい、議案第5号農地の形状変更願4件とも異議なしとの事でございます。  
 そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第6号農  
 地等売渡あっせん申出について事務局から説明をお願ひします。

小倉 係長 12ページをお願ひします。議案第6号農地等売渡あっせん申出です。1  
 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が雑種地で現況は畑、  
 面積は467㎡です。作物は梅、野菜で、希望価格は450万円、所有者  
 は〇〇〇、〇〇〇〇です。農地等売渡あっせん申出、以上1件ご審議のほ  
 どよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願ひ申し上げます。1番  
 〇〇番 委員 〇〇番です。この土地は〇〇〇から300mから400m上側に上った所  
 の農免道路に面した土地です。細長い農免道路に面した土地で、宅地にす  
 るにしてはちょっと細長すぎる、田圃にしては農免道路に面しているしえ  
 え所やなあという感じで、そういう値段になったんかなあと思ひしている  
 のだけでも、以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第6号につきまして、あつせんする事に異議ございませんか。ちょっと価格的に反1千万円近くになるんで、坪3万円で農地としての適正かという事になるんですけども、あつせんとしてもし買手があって、この土地をこの値段で買ってきちっと営農していくとなれば特に問題はない訳ですけども、ちょっと心配するのは税務署と事前審査をします、その時に税務署の判断がどうなるかが不安なところはありますけども、例えば季節栽培とかいろんな部分で収益を上げる方法もあるかと思えます。一概に否定はできません。そういう事であつせんする事に異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、あつせん委員さんを私の方から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、今説明いただきました〇〇〇の〇〇〇〇委員さん、それから〇〇〇〇委員さん、隣接地で〇〇〇〇委員さんよろしくお願い申し上げます。はい、それでは続きまして、報告第1号農地等売渡あつせん成立について、事務局のご説明をお願い申し上げます。

小倉 係長 13ページをお願い申し上げます。報告第1号農地等売渡あつせん成立です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑です。面積は1,242㎡です。売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成25年10月15日、価格は120円です。あつせん委員さんは〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。農地等売渡あつせん成立以上1件報告申し上げます。

議 長 はい、有難うございます。あつせん委員さん大変ご苦労さんでございました。それでは、あつせんの顛末の報告をお願い申し上げます。

〇〇番 委員 〇〇番です。〇〇〇〇委員さんと〇〇〇〇委員さんとであつせんしました。先ほども話しましたように〇〇〇〇さんは農業から撤退するという事で、希望価格は140万円という事でしたけれども、結局120万円で、それでも私達からみたらちょっと地形的に見て高いなと感じはするんですけども、自宅の傍という事でこれが精一杯やという事でした。以上です。

議 長 はい、有難うございました。報告第1号について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告第1号、報告とさせていただきます。はい、それではその他の案件でございます。10月の県の農業会議に提出をいたしました4条1件、5条5件につきましてすべて無事答申されましたことをご報告申し上げます。続きまして12月の定例会について事務局から報告願います。

小倉 係長 12月3日の定例会は午後3時からになります。

議 長 来年の視察研修について提案したいと思います。前の定例会で、慣例として2泊3日の計画という事で連絡しておったんですけども、事務局なり副会長なりで相談した中でですね、出来れば時節柄も含め、まだ非常にお忙

しい時期でもありますし、大勢の皆様にご参加していただきたいので、1泊2日という事に縮めさせていただいて、できるだけ大勢の方に参加していただきたいと事でしょうか、視察研修先は優良農業委員会であり、岡山市新見市の新見農業委員会を中心として、あとはその周辺で宿泊なりさせていただき、1泊2日、4月の中旬という事で計画させていただきます、どうぞお願いしたいと思います。次に、農地の相談内容という事でお手元にペーパーがあるのでその説明をお願いします。

愛須 局長

農地の相談内容について説明。農地を借りたいと依頼がありました。農地を貸したいという情報があれば、事務局まで連絡をお願いします。

議 長

只今説明のありました農地の相談内容で、若い方が農地を借りたいという事です。〇〇〇、〇〇〇方面でという事で情報の提供をお願い申し上げたいと思います。皆さん方から何かございませんか。無いようでございますので、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきまして有難うございました。本日はこれで終了いたします。有難うございました。

午後4時43分終了

以上会議の顛末を記しその確認を証するため下記に署名する。

25番委員

26番委員

議 長